

社会福祉法人岡山県視覚障害者協会令和3年度事業計画

・・・ 社会参加の促進と組織の充実を目指して ・・・

本会は昭和2年11月6日の創立当初に掲げた「自助自立と相互扶助」の理念を基本とし、社会福祉法人制度改革に基づき、平成29年4月1日より、新定款第1条に規定する目的を達成するため、令和3年度において、新型コロナウィルス感染拡大防止に万全の対策をして、次の重点課題を設定するとともに、下記の社会福祉事業を実施する。

【1】令和3年度の重点課題

- 1 岡星寮の建替えに向けた、所轄庁・福祉医療機構・その他金融機関との協議調整
- 2 障害者制度改革に対する対応 障害者差別解消法の普及、啓発
- 3 支部組織会員の充実強化と活動の活性化
- 4 パソコン等の普及にともなう情報社会への対応
- 5 無資格類似業者の取締り強化、平成医療学園あはき法19条無効訴訟への対応など視覚障害者の職域擁護
- 6 相談支援事業所の設置運営
- 7 視覚障害、中途失明者等生活訓練事業所の運営
- 8 社会的啓発広報活動の促進

【2】令和3年度において実施する社会福祉事業

1 第一種社会福祉事業

(1) 障害者支援施設「岡星寮」の設置経営

障害者総合支援法に基づき、入所定員40名をもって視覚障害と知的障害の重複障害者の自立支援に努める。

2 第二種社会福祉事業

(1) 指定管理事業

岡山県視覚障害者センター（視覚障害者情報提供施設）の指定管理
岡山県から指定を受けて同センターの管理運営にあたり、下記の事業を実施する。

- ア. 視覚障害者に対する点字及び録音物による情報提供
- イ. 点訳朗読奉仕者の新規養成並びに奉仕者研修事業
- ウ. 点訳朗読奉仕者の協力を得て行う点字及び録音図書の作成
- エ. 視覚障害者の研修・教養・趣味・娯楽等、各種活動に対する会場提供

(2) 受託事業

- ア. 点訳朗読奉仕者養成事業

視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に、点訳・朗読技術の

指導を行うことにより、点訳・朗読奉仕者を養成して視覚障害者の情報環境の整備を図る。

イ. 自立支援拠点活動支援事業

視覚障害女性、視覚障害青年等および中途視覚障害者などに対して、地域における日常生活を支援するとともに必要な相談に応じるなどの事業を行う。

ウ. 移動支援事業者情報提供事業

重度の視覚障害者が、都道府県、政令指定都市間において移動する場合、その目的地において必要とするガイドヘルパーを確保するための事業所情報を提供することにより、視覚障害者福祉の増進に資する。

(3) みちしるべ事業所において、岡山市の障害者を対象に指定特定相談支援事業ならびに指定障害児相談支援事業を実施する。

3 委託・補助事業

生活訓練事業所みちしるべの運営

県下の視覚障害者を対象に白杖歩行訓練、日常生活訓練、点字指導、パソコン指導等、家庭訪問により生活訓練を実施する。

4 職員研修事業

施設職員など視覚障害者の支援に携わるものに研修の機会を与えて、専門性や資質の向上を図る。

5 自主事業

(1) 更生相談事業

随時本会事務所、視覚障害者センター等において、視覚障害者の更生相談に応じ、自立生活の援助を図る。また、相談体制を強化するため、毎月第一火曜日に窓口を設置し相談に対応する。

(2) 支部助成事業

寄付金の一部をもって支部活動を助成する。

(3) 指導者研修事業

関係各大会および研修会に役員を派遣して研修するとともに、必要に応じて各種研修会を開催する。

(4) 会員研修事業

関係各大会や研修会への会員の参加を助成し、また、必要に応じて各種研修会を開催する。

(5) 顕彰事業

本会顕彰内規に基づき、会員、職員、並びに本会事業に協力された団体、または個人を顕彰する。顕彰者には寄付金の一部をもって副賞を贈呈する。

(6) 共済事業

各支部長の申告により、長期入院者等の該当者に寄付金の一部をもって、歳末見舞金を贈る。

(7) 交通安全対策事業

バリアフリー法や岡山県福祉のまちづくり条例の精神に基づき、視覚障害者の安全な移動を確保するため、点字ブロックや歩道の上に放置されて歩行の障害となっている自転車・看板などの除去や、盲導犬に対する理解の促進など、必要な点検、啓発活動を行うほか、各種安全施設の規格統一やマニュアルの遵守を関係方面に要請する。3月18日、点字ブロックの記念日に、点字ブロックに関わる安全確保の推進のために、街頭でチラシとティッシュを配布する。

(8) 視覚障害者情報化推進事業

パソコン初心者を対象として音声装置や拡大画面を使った、視覚障害者向けのパソコンや情報機器操作の講習をセンターにおいて開催する。

(9) 第74回全国視覚障害者福祉大会の開催（共同募金配分事業）

令和3年5月24日（月）・25日（火）に倉敷市において開催する。

(10) 第29回視覚障害リハビリテーション研究発表大会 in 岡山（後援）

令和3年8月～9月（オンラインでの開催）

(11) 第63回岡山県視覚障害者福祉大会の開催

令和3年11月に岡山市において開催する。

(12) 文化事業

以下の事業を行う。

ア. 文芸作品コンクールの開催

イ. カラオケ大会の開催

9月に広島市で開催される、中国ブロック視覚障害者カラオケ大会出場選手の選考を兼ねて、6月に岡山市内カラオケボックスにおいて開催する。

ウ. オセロ大会の開催

9月に広島市において開催される、中国ブロック視覚障害者オセロ大会出場選手の選考を兼ねて、7月に視覚障害者センターにおいて開催する。

エ. 点字を楽しむ会の開催

点字の普及を目的として11月に視覚障害者センターで開催する。

(13) スポーツ事業

ア. サウンドテーブルテニス競技

日視連サウンドテーブルテニス連盟登録会員を中心に、サウンドテーブルテニス愛好者が盲学校等において活動するとともに、全国視覚障害者サウンドテーブルテニス大会出場を目指す。

イ. フロアバレーボール競技

日視連フロアバレーボール連盟登録会員を中心とするフロアバーレーボール愛好者が、盲学校等において活動するとともに、各種全国大会に出場する。

ウ. グランドソフトボール競技

日視連グランドソフトボール連盟登録会員を中心とするグランドソフトボール愛好者が、盲学校等において活動するとともに、他府県チームとの交流試合などを行う。第21回全国障害者スポーツ大会グランドソフトボール競技中国地区予選兼第50回中国ブロックグランドソフトボール大会を5月に山口県で開催する。

(14)女性部事業

自立支援拠点活動支援事業を中心に、県下各地で料理等の日常生活訓練を行うほか、関係の大会、研修会に参加する。

(15)青年部事業

自立支援拠点活動支援事業を中心に、県下各地で各種体験交流や研修を行うほか、各種大会、研修会に参加する。

(16)老人部（さわやかクラブ）事業

自立支援拠点活動支援事業を中心に、視覚障害高齢者の福祉行事を実施するほか、本会カラオケ大会等にも参加して生活の充実を図る。

(17)あはき部事業（あんまマッサージ指圧、はり、きゅう）

あはき業従事会員をもって組織し、年1回、研修会を開催する。日視連「あはき協議会」活動に参加して、技術の向上や業権の擁護に努める。

10月に、中国ブロック三療研修会を岡山県視覚障害者センターで開催する。また、11月のおかやまマラソンにマッサージトレーナーボランティアとして協力する。

(18)音楽部事業

箏曲師範等の音楽家会員をもって組織し、日視連の「音楽家協議会」活動に参加して研修をするとともに、伝統音楽の継承発展に努める。

(19)点訳・朗読奉仕者活動助成事業

岡山県点訳・朗読奉仕者グループ連絡協議会活動を助成する。

(20)情報宣伝・啓発事業

本会の活動状況等を収録した「視障協だより」（ディジー版）を発行し、会員に配布するほか、日視連発行の「愛盲時報」を県下の各市町村に配布するとともに、本会の経営する施設においても機関誌を発行するなど、啓発・情宣活動と情報開示に努める。

(21)視覚障害者用具の斡旋販売事業

一般の商店においては入手困難な視覚障害者用具を斡旋・販売し、会員の利便を図る。